

特集 税金は納期限内に納めましょう

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…。

税金の滞納は、納期限内に納税されたみなさんとの不公平が生まれるほか、督促のための費用が掛かるなど、税金の有効活用にも支障を来します。さらに、滞納を続けられれば、貴重な財産が差し押えられてしまうこともあります。

◎公平な納税を進めます

納税は、日本国憲法に定められた国民の三大義務（教育、勤労、納税）の一つです。町税を納期限までに納めず、滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している大部分の納税義務者との公平性を欠くこととなります。

また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにもなりかねません。町では、公平な納税を進めるため、滞納者に対して、

財産の差し押えなどの滞納処分を強化します。

◎税金の滞納に

得はありません

地方税法では、税負担の公平性を期すために、督促状を発生してから10日を経過しても納税されない時には、滞納者の財産を差し押えなければならぬと規定しています。

この差し押えは、民事上の強制執行とは異なり、裁判所の許可を得ることなく町（徴税吏員）が自ら執行できることになっていきます。また、法律では事前の差押予告通知も必要とされていません。さらには、住居などへの搜索の権限も与えられています。

納期を過ぎても納められない税金は、延滞金の加算対象となります。発生した延滞金は、免除することはできませんので、新たな納

付の義務を負うことになってしまいます。

税金を滞納したまま放置することは、経済的な不利益を受けたり、社会的な信用を失ったりする結果になってしまいます。

◎差し押えを受けると

税は自主納付が基本です。しかし納税の催告にもかかわらず、納税をしていただけない場合や納税について誠意が見られない場合には、法律に基づき財産（預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険、売掛金など）を差し押えることとなります。

差し押えを受けると、勤務先、金融機関、取引先などから社会的な信用を失いかねません。

◎早めの納税相談を

病気や失業、事業不振など、やむを得ない理由で納期限までに税金を納付する

ことができない。また、一度に納付することが困難な方は、お早めに住民課総合

生活状況などをお聞きし、たうえで、納付方法を決めさせていただきます。

◎滞納処分の流れ

滞納処分は、法律に基づいた強制処分です。

①滞納

②督促状発送：納期限までに町税が完納されない場合は、督促状を発送します。

③財産調査：滞納処分のため、必要に応じて滞納者、官公庁、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問や検査、搜索を行います。

④財産差押：督促状を発送した日から10日を経過した日までに、滞納している町税を完納しないときは、その納税者の財産を差し押えます。

⑤換価：差し押えた金銭債権の取り立てや、不動産の公売などを行います。

⑥配当：換価した代金を、差し押えに関係する町税などに配当します。

⑦町税充当

◎町税以外の

納付も忘れずに

町税以外にも、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、学校の給食費、町営住宅使用料、保育所の保育料など、町に納めなくてはならないものがあります。これらの負担は、それぞれの制度を安定して運営するための原資として必要不可欠なものです。

しかし、こうしたものにも町税同様に未納があります。

たとえば国民健康保険税では、勤務先の健康保険に加入したり脱退したりしたときに自分で手続きする必要があるですが、切り替え手続きを忘れて納付漏れになるケースも見受けられます。

《次ページへ続く》